

コ・メディカル形態機能学会研究助成規程

第1条（名称）

本助成をコ・メディカル形態機能学会研究助成（本助成）と称する。

第2条（目的）

本助成はコ・メディカル形態機能学会の事業の一として、コ・メディカルの解剖・生理学教育の向上ならびにコ・メディカルの研究推進のために研究費用の一部を贈与し、研究成果によりコ・メディカル形態機能学会の発展に寄与することを目的とする。

第3条（資金）

本助成の資金として、学会費の一部を研究助成金に充てる。

会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

第4条（対象）

（1）コ・メディカル形態機能学会会員として登録している者で、以下のいずれかに当てはまる者とする。大学院生、博士号取得5年以内、35歳以下の者であり、申請または推薦により、その研究目的、研究内容を審査の上、適当と認めた者若干名とする。

（2）研究責任者は（1）を満たす者で、共同研究者は全員コ・メディカル形態機能学会の会員でなければならない。

（3）推薦の手続きや様式は別に定める。

（4）研究助成金は対象研究課題の1年間の研究費用に充当するものとして贈る。

（5）研究が継続され、更に継続して研究助成金を希望する者は、改めて申請を行うこととする。

第5条（義務）

（1）この研究助成金を受けた者は、助成金交付後1年間の対象研究課題に関する業績結果を、次年度コ・メディカル形態機能学会学術集会において口述発表し、指定の報告書を作成する義務を負うものとする。

（2）前項の学術集会発表と指定の報告書を作成はそれぞれ速やかに委員会に報告しなければならない。

（3）研究助成金の使途内訳に関して、報告書と一緒に領収書等を添付して提出しなければならない。

（4）本研究助成金を受けた者は、助成終了後5年間は、コ・メディカル形態機能学会に在籍しなければならない。

第6条（罰則）

研究助成金を受けた者の負う義務を怠り、またコ・メディカル形態機能学会会員として、その名誉を甚だしく毀損する行為のあった場合は、委員会が査問の上、贈与した研究助成金の全額の返還を命ずることがある。

第7条（委員会）

（1）本助成の運営、審査等の事業に当たり、コ・メディカル形態機能学会役員全員により委員会を設ける。

（2）学会長を委員長とし、委員会を統括する。

（3）委員会は次の事項を掌務する。

①研究助成金授与者の選考、決定

②授与者の義務履行の確認、及び不履行の査問、罰則適用の決定

第8条

研究助成金を授与する者の募集要項は、委員会に於いて別に定め、会員に公告する。

附則

- (1) 本規程は令和5年9月9日より発効する。